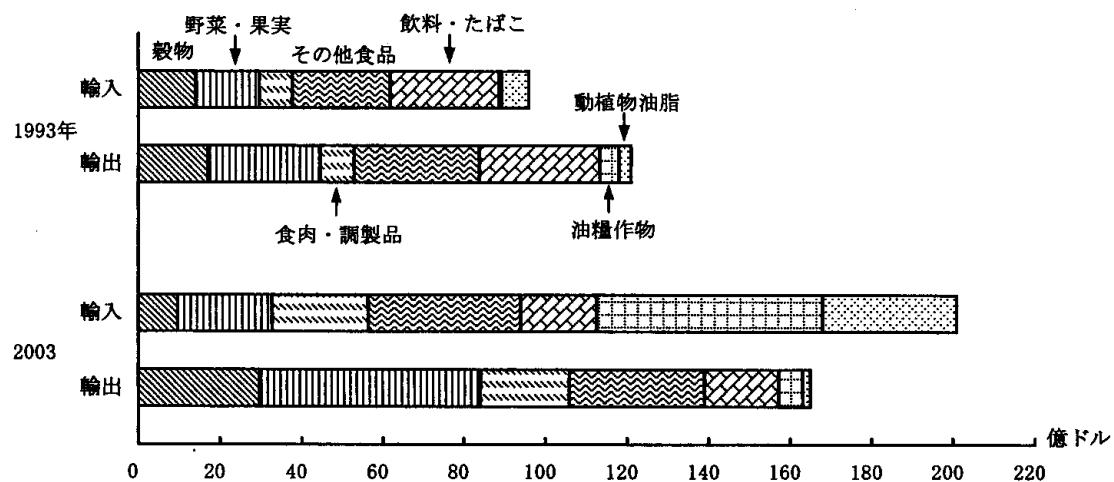


図 I - 54 中国の農産物貿易額の変化



資料：国連「UN Comtrade」

- 注：1) 食品には、魚介類・調製品は含まれない。
2) 中国には、香港、マカオが含まれる。

出補助金) の3分野にわたり、95年から2000年の6年間の実施期間中に、保護水準を引き下げていくこととされた(表I-14)。このうち、国境措置については、原則としてすべての輸入数量制限等を関税化したうえで、既存の関税とともに削減し、農産物全体で平均36%、品目ごとに最低15%削減することとされた。また、国内支持については、すべての国内支持を貿易わい曲的なものであるかどうかの判断基準に即して「緑」の政策、「青」の政策、「黄」の政策に分類することとなった。

「緑」の政策とは、貿易や生産に対する影響がないか、またはその影響が最小限である政策であり、試験研究や条件不利地域への直接支払い^{*1}等が該当する。「青」の政策とは、生産調整を伴う直接支払いのうち特定の要件を満たす政策であり、「緑」の政策とともに、削減の対象外とされた。「黄」の政策とは、これら以外の、貿易や生産に影響を及ぼす政策であり、生産関連の補助金や価格支持政策が該当する。「黄」の政策は削減対象とされ、その助成合計量(AMS)^{*2}の20%を実施期間中に削減することとされた^{*3}。

また、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果を包括的に実施するための国際機関として、1995年に世界貿易機関(WTO)の発足が決定された。

(ウルグアイ・ラウンド農業合意以降の各国の農業政策)

先進諸国では、ウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえ、政府の市場に対する様々な介入措置を見直すとともに、貿易をゆがめたり生産を刺激しない形での農業経営に着目した政策への転換等が図られている。

米国では、96年農業法において、「青」の政策に該当する不足払い制度^{*4}が廃止され、これに代えて、「緑」の政策として農家への直接固定支払制度が導入された。また、2002年農業法では作物ごとに設定された目標価格水準を政府が保証する価格変動対応型支払制度が導入されたが、これはいったん廃止された不足払い制度よりさらに貿易わい曲性が高い施策であることから、各国からは、貿易わい曲的な国内助成の実質的な削減に取り組むというドーハ閣僚宣言の方向に逆行するものとして批判がなされている。

EUでは、農産物の高価格支持等に伴う生産過剰及び財政負担増大の問題に対処するため、92年以降、共通農業政策(CAP)^{*5}改革が進められている。92年のCAP改革では、穀物、牛肉等の支持価格の引下げの代償として、「青」の政策に該当する直接支払制度が導入された。また、2003年のCAP改革を受けて、直接支払いの大部分について過去の支払いの実績を基準とした单一直接支払いが順次導入されるとともに、農村開発政策の拡充が行われている。新たな直接支払いは、各作物の作付面積等の生産要素と切り離され(デカップリング)、WTO農業協定上は削減義務を負わない「緑」の政策に該当することになるとみられる。

*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

*3 内容は「黄」の政策に該当するものの、助成の額が少ない(品目を特定しない政策の場合にあっては農業生産総額の5%以内、品目を特定した政策の場合にあっては当該品目の生産総額の5%以内)政策は「デミニミス」として削減対象外とされた。

*4 不足払い制度は一般的には「黄」の政策であるが、米国の場合、生産調整を条件とするなど「青」の政策の要件を満たしていた。

*5 卷末〔用語の解説〕を参照。

表 I-14 ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

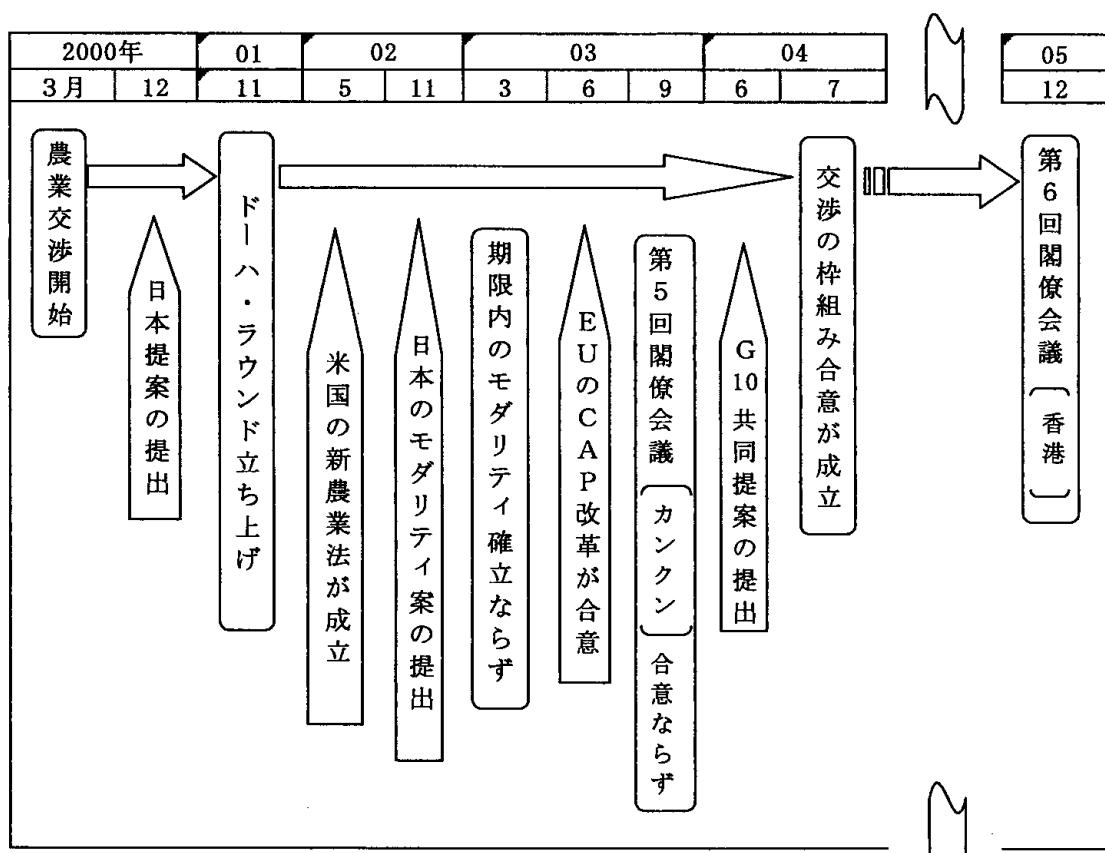
区分	対象施策	約束実施方式(1995~2000年)
国境措置	関税 輸入数量制限 (非関税措置)	農産物全体で平均36%（品目ごとに最低15%）削減 原則としてすべての輸入数量制限等を関税に転換（関税化）し、関税と同様に削減
国内支持	市場価格支持、不足払い等	助成合計量(AMS)を6年間で20%削減
輸出競争	輸出補助金	6年内に金額で36%、対象数量で21%削減

資料：農林水産省作成。

注：AMSとは「黄」の政策に該当する補助金等の助成合計量であり、以下により計算される。

AMS = 市場価格支持（内外価格差×支持対象生産量）+ 削減対象直接支払い

図 I-55 WTO農業交渉の経緯と今後の見通し



資料：農林水産省作成。

我が国では、ウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえ、麦、乳製品、でんぶん等が関税化された。米については、合意当初には関税化の特例措置を適用して最低輸入量が設定されたが、その後、平成10年には市場実勢をより反映した価格形成の促進に伴う価格変動の影響を緩和するため、「青」の政策に該当する稻作経営安定対策が導入され、11年には関税化が実施された。また、米以外の麦、大豆等の品目についても価格制度の見直し等が行われ、価格形成への市場原理の導入とともに、品目ごとに経営安定を図る方式が採用された。さらに、12年には、中山間地域等における農業生産条件の不利を直接的に補正するため、「緑」の政策に該当する中山間地域等直接支払制度が創設された。

(ドーハ開発アジェンダにおけるWTO農業交渉の経過)

2000年3月から、WTO農業協定に基づき、他の交渉分野に先行する形でWTO農業交渉が開始された。我が国は、「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項^{*1}に十分配慮しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間の権利義務のバランス」等を旨とする日本提案を同年12月に提出した。

2001年11月、カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議において、ドーハ開発アジェンダ（いわゆるドーハ・ラウンド）^{*2}が立ち上げられた。既に開始されていた農業交渉についてもドーハ・ラウンドの一部として位置付けられ、農業分野を含む全交渉対象分野について、2005年1月1日の交渉期限までに、一括して受諾することとされた（図I-55）。

農業交渉のモダリティ^{*3}については、2003年3月がその確立の期限とされたが、保護・助成の大幅かつ画一的な削減を求める米国・ケアンズ諸国^{*4}と、非貿易的関心事項に配慮し、農政改革にあわせた保護・助成の漸進的な削減を主張する日本・EU等の国々との間の溝が埋まらず、合意が得られなかった。

同年8月、米国とEUが交渉を進展させるために農業交渉の枠組みに関する共同提案を行い、その後、我が国を含め各国から相次いで提案が提出された。これらの動きを踏まえてWTO一般理事会議長から閣僚会議文書案が提出された。同年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回WTO閣僚会議では、我が国は非貿易的関心事項の反映を求める一方、上限関税の設定や関税割当て^{*5}の拡大に反対し、食料輸入国として立場を同じくするイス等の国々と連携して、10か国グループ（G10^{*6}）共同提案を提出した。しかしながら、閣僚会議は、先進国と途上国との対立等を背景に具体的な合意のないまま閉会し、交渉は2004年初頭まで進展をみなかつた。

*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

*2 ガット体制下では多角的貿易交渉はすべて「ラウンド」と呼ばれてきたが、旧来型のラウンドの開始に強く反対していた一部開発途上国に配慮し、「開発」の視点を全面に打ち出して「ドーハ開発アジェンダ」と呼ばれている。なお、慣例でドーハ・ラウンドと呼ばれることも多い。

*3 卷末〔用語の解説〕を参照。

*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

*5 卷末〔用語の解説〕を参照。

*6 G10とは、ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ノルウェー、イス、モーリシャス。

(WTO交渉の枠組み合意の成立)

2004年1月、米国は2004年半ばまでに交渉の枠組み合意を目指すべきである旨、WTO全加盟国に対して働きかけを行った。同年2月には、WTOの各交渉グループの新議長が選ばれ、農業委員会特別会合が3月より再開された。

5月には、ブラジル、インド等の途上国で構成される20か国グループ（G20^{*1}）は、前年、米国・EUの共同提案を受けて第5回閣僚会議で議長が提示した関税削減方式（ブレンド方式^{*2}）について、先進国の関税構造の維持に適した方式であることから「不平等な結果をもたらす」と反対し、階層方式^{*3}による関税削減を提案した（図I-56）。

同じく2004年5月には、輸出補助金を多く用いているEUが輸出補助金の撤廃に応じる姿勢を見せたことで、交渉の進展にはずみがついた。

10か国グループ（G10）は、同年6月の農業委員会特別会合において共同提案を提出し、非貿易的関心事項に適切に配慮するためには、柔軟性の確保が不可欠であること、特に上限関税の設定及び関税割当の一一律の拡大義務付けは柔軟性に欠けるため反対であること等を主張した。

7月にはWTO一般理事会議長から枠組み合意の1次案が提出され、これに対して、G10をはじめ、各国、各グループから修正案が提出された。

7月30日の一般理事会では2次案が提出され、翌31日にこの2次案を修正した案で農業分野が実質合意に達した後、他分野の交渉が加速し、枠組み合意が成立した（表I-15）。

このうち、我が国が強い関心を抱く農業の市場アクセス^{*4}分野については、関税削減方として階層方式が採用された。その一方、各国がかかるる重要品目（センシティブ品目）は別の取扱いとされ、その品目数は今後の交渉事項とされた。重要品目については、関税削減と関税割当約束の組合せにより、実質的なアクセス改善を行うこと、最終的な交渉のバランスは重要品目への配慮があつて初めて達成されることなどが合意された。また、我が国が反対していた上限関税^{*5}の設定については、まずその役割を評価したうえで、その是非を検討していくこととなった。

国内支持については、「黄」の政策、「青」の政策、デミニミス^{*6}に該当する補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減すること、「黄」の政策に該当する補助金等は、品目ごとの上限を今後合意される方法に従って設定することなどが合意された。また、「青」の政策の基準は再検討され、追加的要件とともに今後の交渉に委ねられることとなった。

輸出競争については、すべての形態の輸出補助金を、期日を設けて撤廃することとされ、EUが多く用いている輸出補助金のほか、米国が多く用いている輸出信用、オーストラリア、カナダの輸出国家貿易等のうち、輸出補助金的な要素をもつものも撤廃対象に含まれることとされた。

*1 G20とは、インド、ブラジル、中国、アルゼンチン等。

*2 全品目の平均削減率と品目ごとの最低削減率を設定し関税を削減する方式（UR方式）を適用するものの、数式により関税を一定関税率以下に削減する方式（スイス方式）を適用するもの及び無税にするものの組合せにより関税を削減する方式。

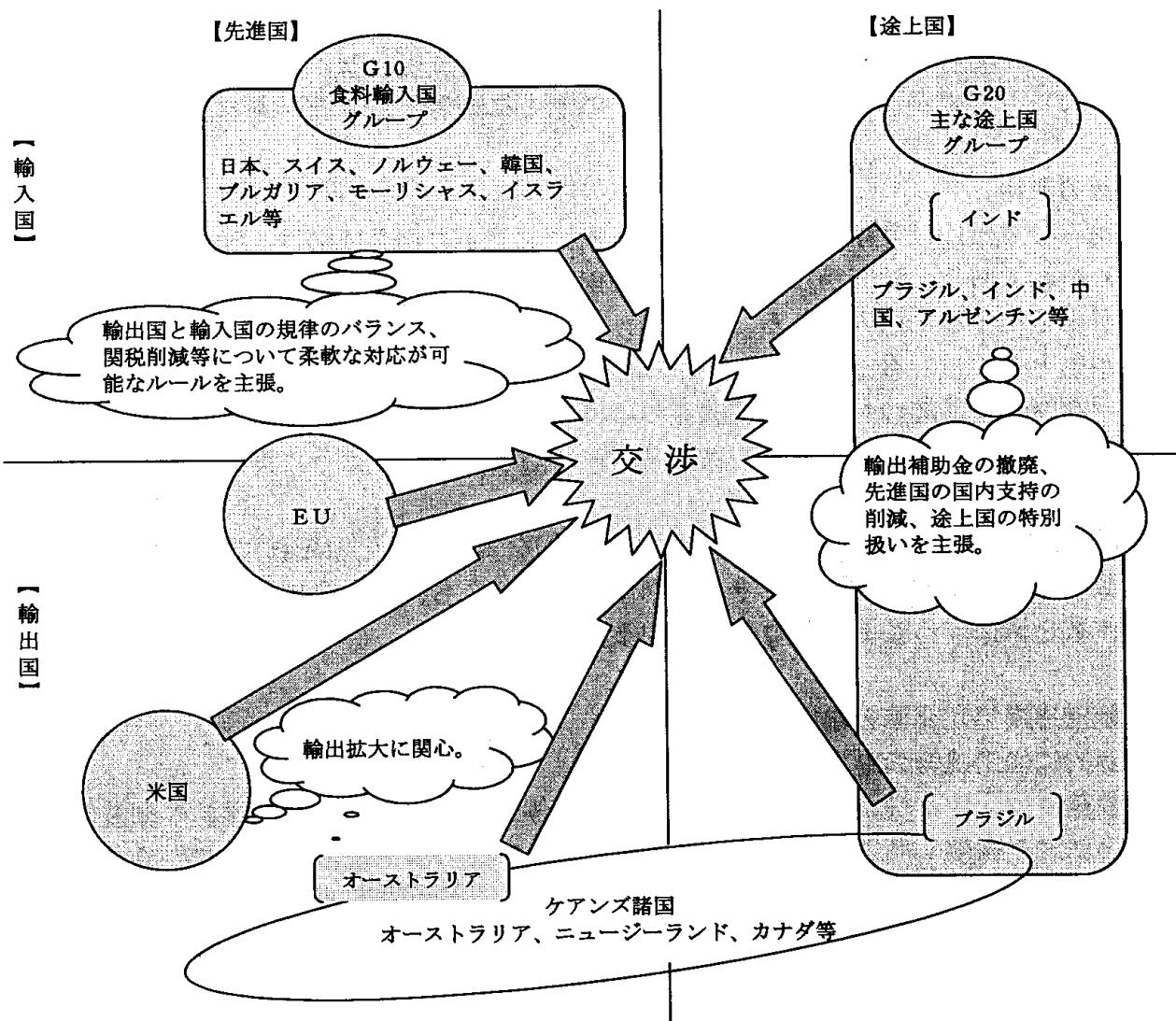
*3 関税率の水準に応じて品目をいくつかの階層に分け、グループ化し、関税が高い階層に属するものほど大幅な関税削減を行う方式。

*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

*5 関税について上限を設定すること。

*6 デミニミスについては、P. 97の脚注3を参照。

図 I - 56 WTO農業交渉の構図



資料：農林水産省作成。

表 I - 15 WTO交渉の農業に関する枠組み合意の内容（2004年7月）

市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 高い関税ほど大幅な引下げ 重要品目は別の取扱い 重要品目の数は今後の交渉 関税の上限設定は、まずその役割を評価したうえで、その是非を検討 低関税輸入枠の拡大等については、重要品目への配慮があつて、交渉のバランスが達成されることとなる 等
国支内持	<ul style="list-style-type: none"> 「黄」の政策、「青」の政策及びデミニミスに該当する補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減 「黄」の政策に該当する補助金等は、品目ごとに上限を設定
輸出競争	<ul style="list-style-type: none"> 輸出補助金を期日を設けて撤廃 輸出信用（米国）、輸出国家貿易（オーストラリア・カナダ）等も輸出補助的な部分は同じ扱い

資料：農林水産省作成。

このように、今回の枠組み合意は、我が国にとって一定の成果が得られるものとなつたが、重要品目の具体的な取扱い、上限関税の役割の評価等、我が国にとって今後議論し、注視していく必要がある事項が残されていることに留意する必要がある。

(今後の取組)

枠組み合意後は、具体的なルールであるモダリティの確立に向け、2004年10月より検討が進められており、2005年12月に香港で開催される第6回WTO閣僚会議に向けて、今後交渉が本格化する見込みである。

我が国としては、今後とも、「多様な農業の共存」を基本理念とし、各国への働きかけを行いながら、農業のもつ多面的機能の維持等を図る観点から、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスがとれた現実的な貿易ルールが確立されるよう、交渉に臨んでいく必要がある。

同時に、このような国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得るよう、構造改革を通じて国内農業の競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築することが求められている。

イ 経済連携協定交渉の動向

(世界的に経済連携の動きが加速している)

世界経済は、WTOを中心とした多角的貿易体制の枠組みのもとで貿易の自由化を進めることにより発展してきた。しかし、近年では、特定の国・地域のみで関税撤廃等を行う経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）^{*1}が世界各地で進められている（表I-16）。EPA/FTAは、構成国間の実質上すべての貿易について関税等を廃止することを条件にWTO協定上、例外的に認められている。

その協定数についてみると、1990年の27から2005年初には162へ急増している^{*2}。近年では、米国とオーストラリア、オーストラリアとタイの間でも、FTAが締結された。また、FTAの締結に向けて北米と南米を含む米州地域34か国^{*3}で、交渉が進められている（米州自由貿易地域、FTAA^{*4}）ほか、中国とASEAN、EUと南米南部共同市場（MERCOSUR^{*5}）等においても交渉が進められている。

EPA/FTAの急増の要因としては、WTOは加盟国数が増加するなか、全会一致方式が交渉合意の基本であるため、妥結までに長い期間を要することに加え、市場アクセス等の分野で先進国と途上国が鋭く対立して交渉がなかなか進展しないことがあげられる。これに対して、EPA/FTAは構成国間のみでの交渉であるため、比較的短期間での妥結が可能であることが考えられる。EPA/FTAを進めることにより、競争力のある分野においては市場が拡大し、一層規模拡大の効果を活かすことが可能となる。消費者にとっても、安価な輸入品を購入する機会が増加するとともに、選択肢の多様化にもつながる。

*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

*2 WTO通報ベースであり、失効した協定を除く。

*3 キューバを除く。

*4 FTAA: Free Trade Area of the Americas

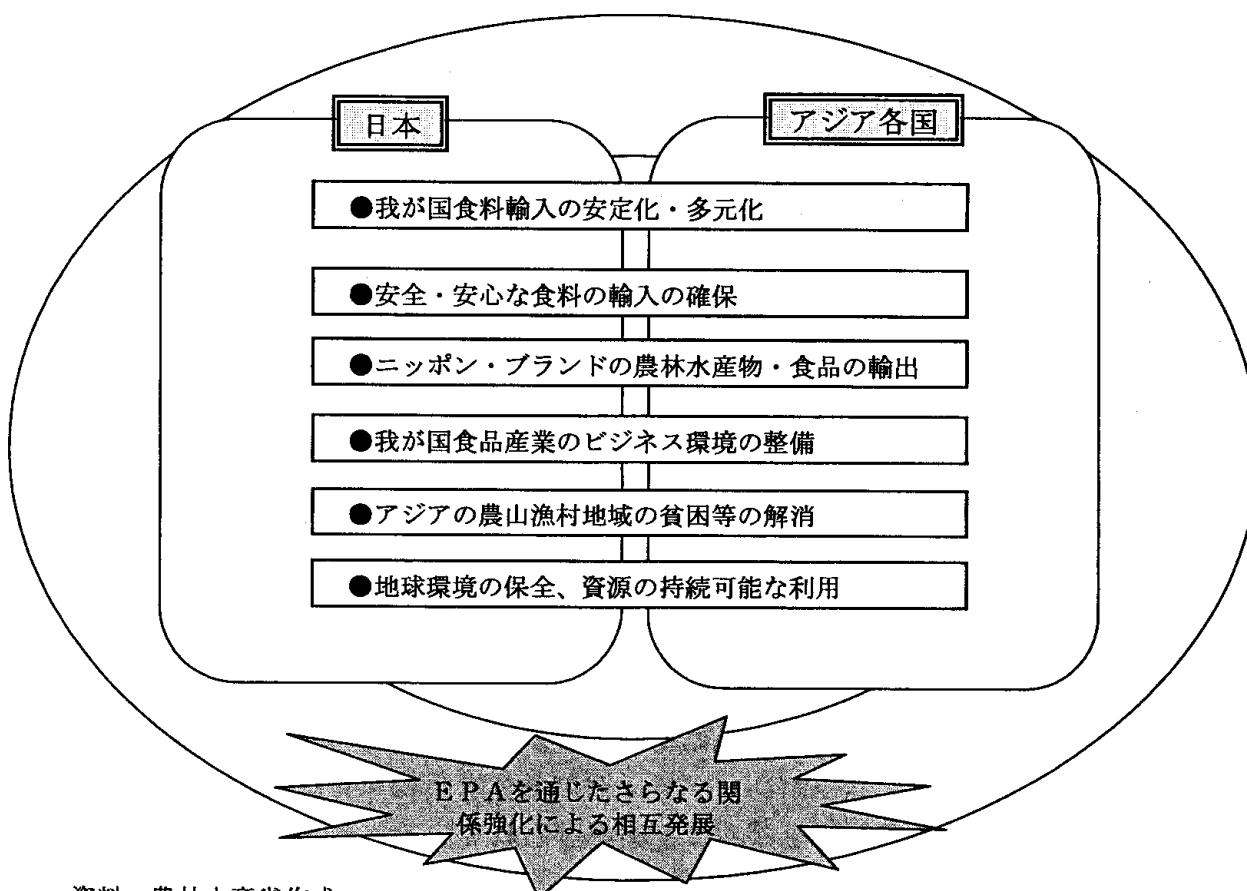
*5 MERCOSUR: Mercado Comun del Sur。アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの4か国からなる関税同盟。

表 I - 16 F T AとE P Aの違い

F T A (自由貿易協定)	目的：構成国間において、物やサービスの貿易を自由にすること 手法：構成国間において、輸出入品にかかる関税や外資規制等を取り扱う 約束：実質上すべての貿易について、原則として10年以内に通商規則は、撤廃する
E P A (経済連携協定)	目的：幅広く経済的な関係を強化すること 手法：構成国間において、貿易の自由化だけでなく、投資、人の移動、知的財産権や競争政策でのルールづくりや、協力の促進等、市場制度や経済活動の一体化のための取組を行う 特徴：F T Aの内容を含みながら、より幅広く経済的な関係を強化する

資料：農林水産省作成。

図 I - 57 みどりのアジア E P A推進戦略の概要



資料：農林水産省作成。

また、EPAを締結することで、物の貿易の自由化のみならず、人の移動やサービス・投資の自由化、経済取引の円滑化等を行うことで、貿易財以外の幅広い分野の経済活動が活発になる可能性がある。

その一方で、EPA/FTAにより締約国間でのみ関税が撤廃される結果、域外の、より競争力をもつ国が市場で不利な条件を強いられるといった貿易のゆがみを生じさせる場合がある。また、様々な国との間で多数のEPA/FTAが成立すると、国境措置に関する約束や原産地規則^{*1}等が複雑になり、そのための手続きやそれにかかる費用が過大になってしまうという問題も存在する。したがって、EPA/FTAについては、これらの点を踏まえて推進することが適当である。

(我が国のEPA/FTAに対するこれまでの取組)

我が国は、WTOを中心とした多角的な自由貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完するものとして、EPA/FTAを積極的に推進している。世界各地でFTAが急増するなか、2002年に我が国にとって初めてのEPAとなる日・シンガポール新時代経済連携協定を締結した。また、2004年9月には、農林水産物の実質的な関税撤廃・削減を含むものとしては初めてのEPAとなる日・メキシコ経済連携協定に署名し、2005年4月に発効した。

この協定は、メキシコからの農林水産物輸入額の97%、約1,200品目をカバーするものであるが、国内農林水産業等への影響が懸念される品目については、必要に応じて、例外品目扱いや経過期間の設定等の措置も盛り込んだ。このため、国内の農林水産業の健全な発展を図りながら、消費者の食品の選択機会の拡大に貢献することが可能となっている。

(農業分野におけるEPA/FTAの積極的な推進に向けて、「みどりのアジアEPA推進戦略」が策定された)

アジアの国々との関係においては、我が国が取り組むEPA/FTAを積極的に活用して、我が国を含むアジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保、農業と食品産業の共存・共栄の実現、農山漁村の発展を図ることが期待されている。

このため、2004年11月には、アジア各国とのEPA交渉に積極的に臨む農林水産省の方針として、「みどりのアジアEPA推進戦略」が策定された(図I-57)。

この戦略では、EPAに取り組むことにより、我が国食料輸入の安定化・多元化、安全・安心な食料の輸入の確保、ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進、アジアの農山漁村地域の貧困等の解消等を図ることが掲げられている。具体的には、EPAを通じて、我が国の食品安全基準や動植物衛生条件等を輸入先国に理解・遵守されるよう努め、安全・安心な食料の輸入確保を行うこととしている。また、相手国の農林漁業者の所得向上につながる品目の市場アクセスを優先的に改善し、アジアの農山漁村地域の貧困等の解消に取り組んでいくこととしている。

今後は、この戦略に沿って、我が国と交渉相手国との双方が、農林水産業の健全な発展に資するEPA/FTAの取組を行うことが望まれる。

*1 卷末「用語の解説」を参照。

(日・フィリピン経済連携協定交渉は大筋で合意した)

我が国は、2003年9月から11月の産学官共同研究会を経て、2004年2月からフィリピンとEPAに関する政府間交渉を開始し、同年11月に日・フィリピン経済連携協定交渉は大筋で合意に達した（表I-17）。フィリピン側は、交渉当初には、バナナ、パインアップル等の熱帯果実や砂糖、鶏肉等、幅広い品目について関税撤廃を要求していた。これに対し、我が国は、基幹品目や地域農業における重要品目など「守るべきものを守り、譲れるものは譲る」との基本的考え方のもとで交渉を行い、関税撤廃が困難なものについては例外品目としたり経過期間を設定するなどの措置を設けた。また、攻めの農政を展開する観点から、ぶどう、りんご、なし等の我が国からの輸出関心品目について、フィリピン側の関税の即時撤廃を実現させた。さらに、「みどりのアジアEPA推進戦略」に沿って、フィリピンの小規模生産者が生産する小さいバナナやパインアップル等の市場アクセスの改善を行うとともに、国際協力を実施する等、フィリピンにおける農林漁業者の生活向上に寄与する措置が盛り込まれた。

(その他のアジア諸国との経済連携協定交渉)

我が国は、農産物貿易でも関係が深い、マレーシア、タイ、韓国との間で交渉を行っている（表I-18）。

我が国とこれらの国との貿易概況（2003年）についてみると、マレーシアとの貿易収支は、我が国が1,563億円の輸入超過となっており、そのうち農産物^{*1}は398億円の輸入超過となっている。マレーシアからの輸入については、合板や丸太が多く、農産物については切り花が多い。また、タイとの貿易収支は、我が国が4,778億円の輸出超過であるが、そのうち農産物についてみると2,393億円の輸入超過となっており、鶏肉、鶏肉の調製品等の輸入額が高くなっている。

韓国との貿易収支についてみると、我が国が1兆9,513億円の輸出超過となっているが、農産物は532億円の輸入超過となっている。韓国からの輸入農水産物・食品については、水産物、蒸留酒やキムチ等の調製野菜が多い。

これらの国のうち、マレーシアとは、産学官共同研究会を経て、2004年1月から政府間交渉が開始され、現在、大筋合意に向けて交渉が行われている。

タイとは、産学官共同研究会を経て、2004年2月から政府間交渉が開始された。タイ側は、鉄鋼、自動車等が自国にとって重要品目であると主張する一方、米、鶏肉、砂糖、でんぶんをはじめとする農林水産物の関税撤廃を要求していた。2004年10月のASEM首脳会議の際に行われた両国の首脳間の会談を経て、米については交渉の対象から除外し、他のすべての品目・分野について交渉を行うが、結果は予断しないことで合意された。農林水産分野については、自由化と協力のバランスを取りながら交渉を行っており、現在は他分野も含め、大筋合意に向けて交渉が行われている。韓国については、産学官共同研究会を経て、2005年内の実質合意を目指し、2003年12月から政府間交渉が開始された。しかし、韓国との交渉では、譲許品目（オファー）のリストの交換について合意が得られておらず、

*1 農産物には、羊毛、アルコール飲料、たばこ、天然ゴム、綿を含む。

表 I-17 日・フィリピン経済連携協定における農林水産物にかかる大筋合意の概要

1. 農水産物 5 品目 (砂糖、鶏肉、パインアップル、バナナ、かつお・まぐろ)

砂 糖	<ul style="list-style-type: none"> 粗糖：協定発効後4年目に再協議 糖みつ：関税割当て（枠内税率は枠外の50%）、3年目2千トン→4年目3千トン マスコバド糖(含みつ糖)：関税割当て（枠内税率は枠外の50%、1kg以下的小売容器入り） 3年目300トン→4年目400トン
鶏 肉 (骨 付 き も も 肉 を 除 く)	関税割当て（枠内税率は11.9%→8.5%に削減） 1年目3千トン→5年目7千トン
パ イ ン ア ッ プ ル	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮：重量の小さいものについて関税割当て（枠内税率は無税） 1年目1,000トン→5年目1,800トン 缶詰：協定発効後5年後又はWTO後に再協議
バ ナ ナ	<ul style="list-style-type: none"> 小さい種類のもの：協定発効後10年間で段階的に撤廃 その他のもの：10年間で、冬季関税を20%→18%に削減、夏季関税を10%→8%に削減
か つ お ・ ま ぐ ろ	<ul style="list-style-type: none"> かつお：5年間かけて段階的に撤廃 きはだまぐろ：5年間かけて段階的に撤廃

2. その他の品目

関 稅 即 時 撤 廃	野菜(アスパラガス、オクラ等)、果実(マンゴー、ドリアン等)、七面鳥肉、あひる肉、えび、さわら、たい等
段 階 的 に 関 稅 撤 廃	【5年】野菜(にんにく等)、果実(もも等)、ふぐ、かにの一部、うに等、【7年】果実(グレープフルーツ等)、たこ、かき、ひじき等、【10年】卵黄、殻付きでない鳥卵、果実(りんご、オレンジ果汁等)、【15年】果実(オレンジ等)
低 税 率 枠 を 設 定	豚肉調製品の一部、ソーセージ、アイスクリーム
関 稅 削 減	トマトソース等
再 協 議	牛肉(枝肉、骨付き肉)、豚肉、粉乳調製品、合板等
除 外	国家貿易品目(米、小麦、大麦、指定乳製品)、とうもろこし、こんにゃく、しいたけ、牛肉(部分肉)、乳製品の一部、サゴでんぶん、水産輸入数量制限品目等

資料：農林水産省作成。

表 I-18 アジア各国との経済連携協定交渉の経緯と今後のスケジュール

	2004年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2005年
韓国	○第1回交渉 (2003年12月22日) ○第2回交渉 (2月23～25日)	○第3回交渉 (4月26～28日) ○第4回交渉 (6月23～25日)	○第5回交渉 (8月23～25日)	○第6回交渉(11月1～3日) ○日韓首脳会談(12月17～18日)	年内に 実質合 意
タイ	○第1回交渉 (2月16～17日)	○第2回交渉 (4月7～9日) ○第3回交渉 (6月16～18日)	○実務者レベル会合 (8月4～6日) ○第4回交渉 (9月13～15日)	○首脳会談 (10月8日) ○第5回交渉 (12月7～9日)	○第6回交渉 (2月24日～ 3月2日)
フィリピン	○第1回交渉 (2月4～5日)	○第2回交渉 (4月14～16日)	○第3回交渉 (7月5～7日) ○第4回交渉 (9月6～8日)	○第5回交渉 (10月25～29日) ○中間会合 (11月8～16日)	11月29日首脳会 談にて大筋合意
マレーシア	○第1回交渉 (1月13日) ○第2回交渉 (3月9～11日)	○第3回交渉 (5月19～21日)	○第4回交渉 (7月19～21日) ○第5回交渉 (9月25～27日)	○第6回交渉 (11月4～6日) ○物品中間会合 (12月23日)	

資料：農林水産省作成。

- 注：1) ASEAN（アジア欧州会合）：アジア側が10か国（日本、中国、韓国、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、欧州側がEU25か国（イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、ギリシャ、デンマーク、スペイン、ポルトガル、アイルランド、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、キプロス、マルタ）及び欧州委員会。
- 2) APEC（アジア太平洋経済協力）：日本、中国、韓国、台湾、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、シンガポール、ベトナム、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、ロシア、パプアニューギニア、オーストラリア、ニュージーランド（計21の国と地域）。
- 3) ASEAN（東南アジア諸国連合）+3：ASEAN（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの計10か国）及び日本、中国、韓国の3か国。

できるだけ早期にリストの交換を行い、個別品目に関する議論に入ることが重要となっている。

また、A S E A N全体との間でも、2005年4月から政府間での交渉を開始することで合意している。

(今後のE P A／F T Aの進め方)

このように、我が国は2002年における日・シンガポール新時代経済連携協定の締結をはじめとして、積極的にE P A／F T Aに取り組んできた。我が国とのE P A／F T Aの締結を要望している国や地域も多く存在する。このうち、チリについては、2004年11月の日・チリ首脳会談において、日・チリ経済連携協定／自由貿易協定締結の可能性を検討する産学官共同研究会の立ち上げについて合意され、現在、研究会が定期的に開催されている。また、インドネシアについては、二国間のE P Aの必要性等について、2005年1月から、産学界からの参加も得て、共同検討グループ会合が開催されている。さらに、インドについては、経済関係強化を包括的に議論する産学官共同研究会を立ち上げることが合意された。当面は現在交渉中のマレーシア、タイ、韓国及びA S E A N全体とのE P A／F T Aの締結に向けて全力をあげていく必要があるが、交渉相手国の選定については、2004年12月の経済連携促進関係閣僚会議において策定された「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて、我が国の政治的・経済的利益、相手国の状況等を踏まえて検討していく必要がある。

各国との交渉に当たっては、農林水産分野については、農林水産業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保や我が国農林水産業における構造改革に悪影響を与えないよう十分留意しつつ、我が国の基幹品目や地域の農林水産業における重要品目等「守るべきものを守り、譲れるものは譲る」との考え方で対応するとともに、「みどりのアジアE P A推進戦略」に沿って国産農産物の輸出拡大を図るなど、戦略的かつ前向きに対応していく必要がある。

【第Ⅱ章「農業構造改革の加速化と国産の強みを活かした国内農業生産の展開」のポイント】

第1節 農業経済の動向

- ・ 16年の農業生産は、台風、地震等自然災害により15年に続き大きな被害。
- ・ 農業総産出額や主業農家の農家総所得は、農産物価格の下落等で、近年下落傾向。
- ・ 今後、高齢化と昭和一けた世代のリタイアの加速化で農業労働力のせい弱化が懸念。
- ・ 農業法人への就業が増加するなど、農業に従事する形態が多様化するなかで、各地で新規就農者の確保に向けた取組が実施。

第2節 農業の構造改革の加速化

- ・ 我が国の農業は、酪農や施設園芸等の部門で、主業農家へ経営資源が集積するなど、一部で構造改革が進展。
- ・ 大規模経営には、高い収益性、消費者ニーズへの対応、地域農業への貢献等の特徴。
- ・ 一方、農業従事者の減少や農業労働力の高齢化、最近の担い手への農地利用集積の鈍化、都府県の土地利用型農業における経営資源の集積の遅れ等、農業の生産構造のせい弱化が進行。食料の安定供給の確保等に重大な支障のおそれ。
- ・ 今後、新たな食料・農業・農村基本計画のもとで、農業経営の改善に向けた施策の担い手への集中・重点化、地域の担い手の明確化と育成・確保、経営安定対策の新たな展開、農地制度の改革の推進等が重要。
- ・ 地域の関係者が、合意形成を図りながら、相互の役割分担のもとで、担い手の明確化と地域農業の再編・活性化の取組を進めることが重要。

第3節 国産の強みを活かした農業生産の展開

- ・ 消費者は国産農産物の安全性、品質等を評価。輸入品との厳しい競争下にある国産農産物は、消費者等のニーズに対応し、その強みや特長を最大限に活かした農業生産への転換が必要。
- ・ 具体的な取組としては、安全を重視した産地づくり、地域ブランドの確立、食品産業のニーズへの対応、技術の革新・開発を核とした農業生産が重要。
- ・ 農産物の輸出拡大の可能性が高まっており、今後、ブランドの確立を含めた品質面での差別化、事前のマーケティング調査、販売・流通・国内産地体制の確立等が重要。

第4節 環境保全を重視した農業生産の推進

- ・ 環境問題に対する国民の意識が高まるなか、環境保全を重視した農業生産への転換が必要。
- ・ 環境保全を重視した農業生産は、慣行的な農法に比べ、労力や経営費が増大。大規模農家では、独自の販売ルートの開拓や雇用労働力の導入を行いながら、積極的に取組。
- ・ 農業生産と環境との調和のための基本的な取組の着実な実践と地域環境の保全を目指した取組の拡大等を図ることが重要。

第5節 需要に即した生産の促進

- ・ 米については、米政策改革の着実な推進、売れる米づくりの推進が重要。
- ・ 麦や大豆については、実需者ニーズに対応した品質・生産性の向上等が重要。
- ・ 野菜、果実については、産地の体质強化、加工・業務用需要への対応が重要。
- ・ 畜産については、経営体质の強化、自給飼料の生産や家畜排せつ物の適正管理の推進が重要。

第Ⅱ章 農業構造改革の加速化と国産の強みを活かした国内農業生産の展開

第1節 農業経済の動向

我が国農業の持続的な発展を図っていくためには、第Ⅰ章で明らかとなった「食」と「農」の距離の拡大の実態を踏まえたうえで、消費者や実需者が望む農産物の安定的な供給に向けて、その構造改革を加速化するとともに、国産の強みを活かした農業生産体制への転換を急ぐことが不可欠となっている。

本節では、最近の我が国の農業生産、農家経済、農業労働力等をめぐる動きや特徴について概観する。

(1) 農業生産の動向

(平成16年は台風や長雨等の気象災害が相次ぎ、15年に続き大きな被害に見舞われた)

16年は、観測史上最多の台風の上陸や長雨、集中豪雨等による気象災害が相次ぎ、15年に引き続き2年連続で大きな農林水産被害が生じ、その被害総額は8,045億円（うち農業関係4,146億円）となった（表Ⅱ-1）。

夏の平均気温は、東日本で史上3番目、西日本で史上2番目の高温を記録し、真夏日日数も東京で70日、大阪で93日となるなど、記録的な猛暑となった。また、7月中旬には、梅雨前線の活動が活発化し、新潟・福島豪雨、福井豪雨が発生し、大きな災害をもたらした。秋以降は、相次ぐ台風の上陸や秋雨前線の影響により、降水量が東・西日本を中心に平年を大きく上回った。

台風の年間の発生数は29個で例年並みの水準であったが、その上陸率は例年の1割を大幅に上回る3割となり、上陸数は史上最多の10個を記録した。

気象災害の影響をみると、米は、台風による潮風害等の被害に加え、その後の前線の停滞による長雨等から穂発芽や登熟不良等が生じ、作況指数^{*1}は98と平年を下回った。野菜についても相次ぐ台風の上陸、10月以降の長雨等により、冠水や生育の抑制、病害等が発生したため、大きな被害が生じた。

(新潟県中越地震で農林水産業関係でも大きな被害が生じた)

16年10月23日から27日にかけて相次いで震度7から6の大きな揺れに襲われた「新潟県中越地震」では、死者46名、負傷者4,801名の大きな人的被害をもたらした（17年3月18日現在）。また、家屋や工場・店舗の倒壊、ガス・水道・電気の寸断、道路や鉄道の不通等に加えて、農林水産業の生産基盤等にも甚大な被害が発生した。

農林水産業関係では、水田の崩壊やため池、用排水路、農道、営農施設の損壊、家畜や錦鯉等の農林水産物への被害が発生し、その被害総額は1,330億円（うち農業関係1,026億円）と阪神・淡路大震災を上回った。

特に、今回の地震は、高齢化、過疎化が進行する中山間地域の農村が被災地域となったため、中山間地域における地震災害から復旧・復興を図るうえでの多くの課題が明らかと

*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

表II-1 平成16年4月以降の主な自然災害による農林水産関係の被害

(単位: 億円)

気象灾害	主な災害	農林水産関係の被害額(17年2月18日現在)			
		うち農業		農作物等	農地、施設等
台風第6号(6/13~6/22)	208	95	74	21	
	16年7月梅雨前線豪雨	670	329	72	257
	台風第10号(7/25~8/2)及び第11号(8/4~8/5)	254	84	22	63
	台風第15号(8/16~8/20)と前線に伴う大雨	484	290	250	40
	台風第16号(8/19~8/31)	964	443	281	162
	台風第18号(8/28~9/8)	2,029	1,273	1,202	71
	台風第21号(9/21~9/30)	885	372	95	277
	台風第22号(10/4~10/10)	138	63	26	37
	台風第23号(10/13~10/21)	2,413	1,198	292	906
その他	小計	8,045	4,146	2,313	1,833
	新潟県中越地震(10/23~27)	1,330	1,026	130	896
	小計	1,330	1,026	130	896
合計		9,375	5,173	2,443	2,729

資料: 農林水産省調べ

表II-2 農業生産指数の動向(平成12年=100)

	指数					対前年増減率(%)				
	平成11年	12	13	14	15	11	12	13	14	15
農業総合	99.7	100.0	98.3	97.2	92.4	1.6	0.3	▲1.7	▲1.1	▲4.9
耕種総合	99.5	100.0	98.7	96.9	90.5	2.5	0.5	▲1.3	▲1.8	▲6.6
うち米	96.8	100.0	95.7	93.7	82.2	2.3	3.3	▲4.3	▲2.1	▲12.3
麦類	85.6	100.0	100.6	116.1	118.3	12.9	16.8	0.6	15.4	1.9
豆類	87.0	100.0	104.0	105.9	89.6	10.4	14.9	4.0	1.8	▲15.4
いも類	98.8	100.0	99.0	98.7	90.3	▲6.8	1.2	▲1.0	▲0.3	▲8.5
野菜類	100.0	100.0	98.8	96.9	93.9	1.9	0.0	▲1.2	▲1.9	▲3.2
果実	107.7	100.0	105.3	101.5	95.3	6.4	▲7.1	5.3	▲3.6	▲6.1
花き類	100.6	100.0	99.9	98.9	96.8	4.4	▲0.6	0.1	▲1.0	▲2.1
工芸農作物	103.6	100.0	100.6	97.5	96.5	▲2.4	▲3.5	0.6	▲3.1	▲1.0
畜産総合	100.2	100.0	97.4	98.1	97.5	▲0.9	▲0.2	▲2.6	0.7	▲0.6
うち乳用牛	102.9	100.0	99.6	101.0	100.8	▲2.5	▲2.8	▲0.4	1.4	▲0.2
肉用牛	100.3	100.0	92.3	93.6	88.9	▲0.2	▲0.3	▲7.7	1.4	▲5.0
豚	100.6	100.0	97.0	97.3	98.1	▲1.5	▲0.6	▲3.0	0.3	0.8
ブロイラー	100.3	100.0	99.8	103.0	104.6	▲0.1	▲0.3	▲0.2	3.2	1.6
鶏卵	99.9	100.0	100.4	99.5	99.5	▲0.2	0.1	0.4	▲0.9	0.0
生乳	99.6	100.0	97.8	98.9	99.1	▲1.3	0.4	▲2.2	1.1	0.2

資料: 農林水産省「農林水産業生産統計」

なった。

このような情勢のもと、政府は防災担当大臣を本部長とする「平成16年新潟県中越地震非常災害対策本部」を設置し、激甚災害法の早期適用をはじめとする各種の対策を講じ、被災者の救済、災害復旧等に取り組んでいる。農林水産省においても、農林水産副大臣を本部長とする「農林水産省新潟県中越地震災害対策本部」を設置するとともに、北陸農政局に「北陸農政局地震対策本部」等を設置し、関係府省とも連携しつつ、被災者への緊急食料供給支援、被災地の早期復興と農林水産業の再生を目指し、各種の災害対策に取り組んでいる。

(15年の農業生産は冷夏等の影響を大きく受けた)

15年の農業生産（数量ベース）は、全国的な冷夏等に伴う気象災害により、米や豆類等の耕種部門が大きな影響を受けた。このため、農業生産指数（総合）は前年に比べ4.9%低下し、品目別には米が12.3%、豆類が15.4%の低下となった（表II-2）。一方、15年の農産物価格を農産物価格指数（総合）によりみると、気象災害による不作、品薄感等を背景として、前年に比べ7.4%上昇し、品目別には、米が18.0%、豆類が11.1%の上昇となった（表II-3）。

また、16年についても、前年に引き続き気象災害が相次ぐ等したため、農産物価格指数（総合）（概算）は、前年に比べ1.7%上昇した。一方、光熱動力費が最近の原油価格高騰等の影響から16年6～17年2月は前年同期比3～10%高で推移しており、重油等を燃料として大量に使用する施設野菜や施設花き等、施設利用型農業経営への影響を注視する必要がある。

(農業の交易条件はすう勢的に悪化傾向にある)

15年以降、相次ぐ気象災害等により農産物価格が上昇したため、生産者段階の農産物と生産資材価格の相対的な関係を示す農業の交易条件指数は、15年には104.0、16年には104.3（概算）となり12年を上回る水準となった。しかし、長期的にみると、農産物価格が下落傾向にあるなかで、農業生産資材価格が下方硬直的であるため、農業の交易条件^{*1}はすう勢的に悪化傾向にある。このため、今後、交易条件の改善を図っていくためには、交易条件の構成要素のひとつである生産資材価格の低減に向けて、製造・流通段階における、さらなる取組が必要となっている。

(農業総産出額は農産物価格の下落等によりすう勢的に減少傾向にある)

我が国の農業総産出額^{*2}について6～15年の動向をみると、14、15年は下げ止まりのきざしがみられるものの、6～13年の間に21.5%減少、10～15年の間でも10.3%減少しており、すう勢的には減少傾向にある。農業総産出額は、6年に11兆3千億円、10年に9兆9千億円あったが、15年には8兆9千億円まで減少した。

*1 農産物の生産者価格と農業生産資材価格の関係。後者が相対的に高くなれば、「農業の交易条件は悪化した」という。

*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

表II-3 農業物価指数と農業交易条件指数の動向（平成12年=100）

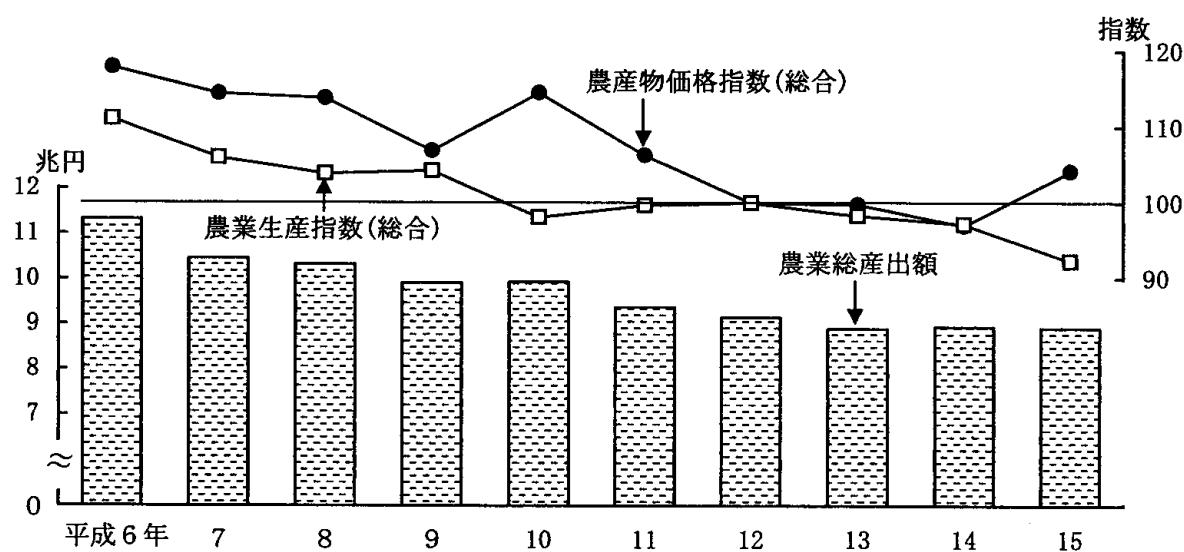
	指数						対前年騰落率(%)				
	平成7年	12	13	14	15	16(概算)	12	13	14	15	16(概算)
農産物総合	114.4	100.0	99.8	97.0	104.2	106.0	▲ 5.9	▲ 0.2	▲ 2.8	7.4	1.7
うち米	126.7	100.0	99.5	98.2	115.9	104.2	▲ 7.6	▲ 0.5	▲ 1.3	18.0	▲ 10.1
麦	105.8	100.0	98.6	97.2	94.4	94.0	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 2.9	▲ 0.4
豆	91.7	100.0	94.8	91.3	101.4	111.8	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 3.7	11.1	10.3
いも	111.7	100.0	90.7	80.2	106.1	103.9	▲ 15.5	▲ 9.3	▲ 11.6	32.3	▲ 2.1
野菜	116.4	100.0	103.8	101.2	106.3	115.6	▲ 12.0	3.8	▲ 2.5	5.0	8.7
果実	122.1	100.0	95.2	84.2	85.8	98.3	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 11.6	1.9	14.6
工芸農作物	100.3	100.0	96.6	89.2	90.9	91.2	▲ 7.1	▲ 3.4	▲ 7.7	1.9	0.3
花き	113.1	100.0	99.5	103.8	105.7	109.8	▲ 0.7	▲ 0.5	4.3	1.8	3.9
畜産物総合	101.1	100.0	100.1	98.6	99.7	104.9	0.6	0.1	▲ 1.5	1.1	5.2
農業生産資材総合	98.1	100.0	100.4	99.5	100.2	101.6	▲ 0.2	0.4	▲ 0.9	0.7	1.4
うち種苗及び苗木	95.2	100.0	100.8	100.7	100.6	101.2	▲ 0.2	0.8	▲ 0.1	▲ 0.1	0.6
畜産用動物	92.9	100.0	99.3	92.4	103.6	111.7	3.2	▲ 0.7	▲ 6.9	12.1	7.8
肥料	95.3	100.0	99.8	100.4	100.4	100.8	▲ 1.2	▲ 0.2	0.6	0.0	0.4
飼料	98.5	100.0	103.3	106.3	108.6	115.2	▲ 2.7	3.3	2.9	2.2	6.1
農業薬剤	102.6	100.0	99.5	98.3	97.6	96.8	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 1.2	▲ 0.7	▲ 0.8
諸材料	99.7	100.0	100.0	97.8	97.0	96.8	▲ 0.2	0.0	▲ 2.2	▲ 0.8	▲ 0.2
光熱動力	101.9	100.0	101.1	97.7	100.0	103.3	4.9	1.1	▲ 3.4	2.4	3.3
農機具	97.0	100.0	99.7	98.3	98.1	97.8	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3
建築資材	103.2	100.0	99.0	97.3	95.9	95.5	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 0.4
農業の交易条件指数	116.6	100.0	99.4	97.5	104.0	104.3	▲ 5.7	▲ 0.6	▲ 1.9	6.7	0.3

資料：農林水産省「農業物価統計」

注：1) 品目については、主要なもののみ表示した。

2) 農業交易条件指数は、農業生産資材価格指数（総合）に対する農産物価格指数（総合）の比率である。

図II-1 農業生産指数（総合）、農産物価格指数（総合）
と農業総産出額の推移（平成12年=100）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「農業物価統計」、「農林水産業生産統計」

注：1) 10年の価格指数上昇は、台風災害等に伴う野菜価格等の高騰によるものである。

2) 農産物価格指数（総合）については、6年は年度指数、7年以降は暦年指数である。

また、農業生産指數（総合）と農産物価格指數（総合）について、6～14年の動きをみると^{*1}、二つの指數はいずれも低下傾向にあるが、下落率を比較すると、前者が12.5%、後者が17.7%低下しており、後者の下落率が大きくなっている（図II-1）。このことから、農業総産出額の減少は、農産物価格の大幅な下落がより大きな影響を与えていいると考えられる。

6～15年の農業産出額の動向を主な品目別の指數でみると、米は、6年以降の需給緩和のもとでの米価下落により、3割減少した（図II-2）。野菜・果実は、高齢化等に伴う生産減や輸入増加による価格低下で2割減少した。畜産は、生産減があったが、価格下落はわずかであったため、1割の減少となった。一方、麦類・豆類は生産の増大に伴い3割増加した。

（厳しい経営環境のもとで、地域ごとの品目構成の変化が進んでいる）

全国的には農業生産をめぐる厳しい環境が続くなかで、地域別の生産動向をみると、その地域の気象や地勢、社会的条件等により制約を受け、あるいはこれらの条件を活かすことにより、それぞれ特色ある農業生産が展開されてきている。

このような地域ごとの農業生産の品目構成の変化の特徴を、地域別の特化係数^{*2}によりみると、北海道においては畑作物と畜産、東北、北陸、中国においては米、関東・東山、四国においては野菜で、生産の特化がみられる（図II-3）。

これらの特化係数を5年前と比較すると、北海道の畑作物、北陸の米、畑作物、近畿の米、畑作物、中国の米等で上昇の度合いが大きく、北海道の米、関東・東山の畑作物、東海の畜産等で低下の度合いが大きくなっている。また、北海道、北陸、関東・東山、近畿、中国においては、特化係数が高い作物と、過去5年間における特化係数の上昇の度合いが大きい作物が一致しており、これらの地域については、その地域を特徴づける作物の生産の比重がさらに高まっている。

（2）農家経済の動向

（主業農家の農家総所得はすう勢的に下落傾向にある）

15年の主業農家^{*3}1戸当たりの農家総所得は765万円となり、前年に比べ1.1%増加した（表II-4）。これは、15年の冷夏等の影響により農産物価格が上昇し、農業所得が前年と比べ1.0%増加したことによる。農外所得と年金・被贈等の収入も増加したためである。しかしながら、10～15年でみると、農家総所得は6.4%減少しており、すう勢的には下落傾向にある。

また、準主業農家^{*4}及び副業的農家^{*5}について、農業所得による家計費充足率^{*6}をみると、それぞれ15.2%、6.8%となっており、農業所得のみで家計費を賄っている主業農家の

*1 過去10年間のうち、気象災害等の影響が大きい年を除いた期間についてみたものである。

*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

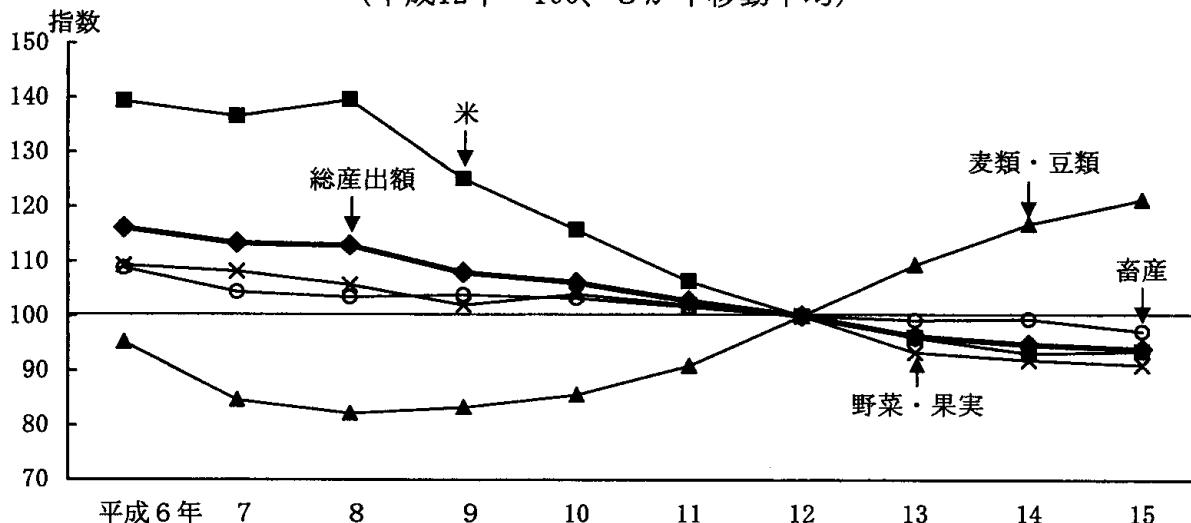
*3 卷末〔用語の解説〕を参照。

*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

*5 卷末〔用語の解説〕を参照。

*6 家計費充足率＝農業所得／家計費×100

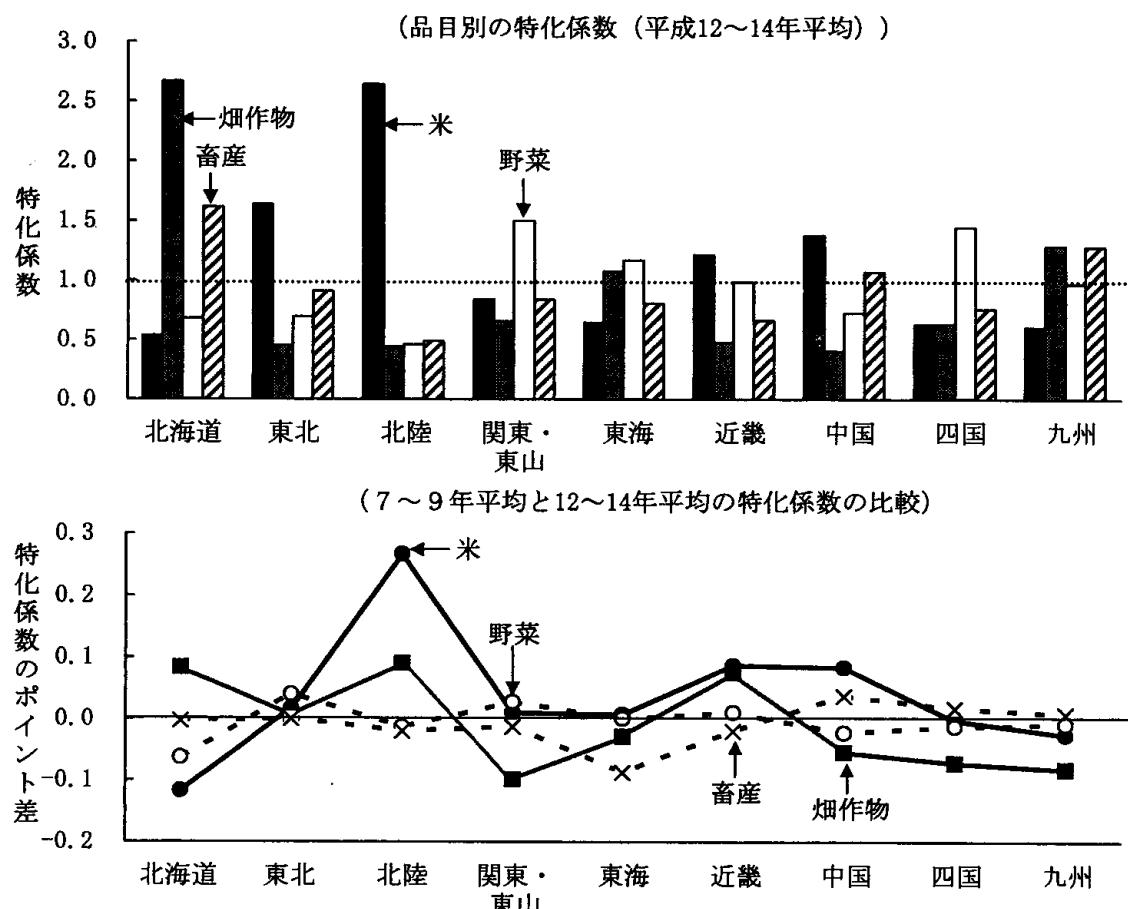
図 II-2 主な品目別にみた農業総産出額の推移
(平成12年=100、3か年移動平均)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：当該年を最終年とする3か年移動平均である。

図 II-3 地域別にみた農業生産の特化の状況



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：1) 特化係数は以下の式により算出した。

(A地域におけるB作物の産出額/A地域における農業産出額全体)

$$\text{特化係数} = \frac{(A\text{地域における}B\text{作物の産出額}/A\text{地域における農業産出額全体}) - (我が国全体の}B\text{作物の産出額}/\text{我が国の農業産出額全体})}{(我が国全体の}B\text{作物の産出額}/\text{我が国の農業産出額全体})}$$

2) 煙作物は、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の合計により算出した。

3) 「東山」とは、山梨県、長野県である（以下、本章中では同じ。）。

102.8%を大幅に下回っている。このため、これらの農家では農業所得の変動が家計に与える影響は相対的に低いとみられるが、近年の景気低迷等の影響を受けて農外所得が大幅に減少したため、農家総所得は減少傾向にある。

次に、市町村別に農家1戸当たり生産農業所得^{*1}の平均値について、7～9年と12～14年の3か年平均を比較し、その増減率別の構成比をみると、東北、近畿、中国、四国では、生産農業所得が10%以上減少した市町村が5割以上を占めている（図II-4）。しかし、その一方で、1戸当たりの生産農業所得が増加した市町村も全国の2割、北海道では8割を占めており、農業経営をめぐる厳しい情勢のもとでも、地域によっては、農業所得を増加させている農家も一定程度存在している。

（3）農業労働力

ア 農家戸数及び農家人口等の動向

（昭和一けた世代のリタイアにより農業労働力のせい弱化が懸念される）

総農家戸数は、高齢化や離農等の進行に伴い長期的に減少傾向にあり、16年には293万戸、うち販売農家戸数は216万戸となり、11～16年の間では、それぞれ9.4%、12.7%減少している。販売農家戸数をさらに主副業別にみると、副業的農家がほぼ横ばいで推移する一方、主業農家や準主業農家は引き続き減少傾向にある（図II-5）。このうち主業農家は、11～16年の間に55万戸から43万戸へと2割減少しており、営農類型別にみると、特に養豚や養鶏で3割以上減少している。

16年の農家人口は940万人で前年に比べ24万7千人（前年比2.6%減）減少した。このうち、基幹的農業従事者^{*2}の総数は、12～16年の間に、240万人から220万人へと8.5%減少するなかで、65歳以上の者の占める割合は、51.2%から54.3%へ上昇した（図II-6）。今後、基幹的農業従事者の中で最も層の厚い昭和一けた世代のリタイアが進むことで、基幹的農業従事者が減少することに加え、高齢農業者の割合が上昇傾向にあることから、農業労働力のせい弱化の進行が懸念される。

また、基幹的農業従事者数の推移について男女別に比較すると、男性は55～59歳から60～64歳の階層へ年齢が上がる際に定年就農等による増加傾向がみられる。さらに、リタイアする年齢階層をみると、男性は70～74歳から75～79歳の階層への移行を境に、女性は65～69歳から70～74歳の階層への移行を境に、リタイアする割合が高まっており、女性の方が早くリタイアする傾向がみられる。さらに、17年3月に農林水産省が策定した「農業構造の展望」^{*3}によると、27年における基幹的農業従事者は150万人程度となり、このうち65歳以上が約6割を占めると見込んでいる。

このように、高齢農業者の割合が上昇傾向にあることから、高齢農業者の経験により培ってきた知識や技術を活用するとともに、これらの知識や技術を受け継ぐ形で、新規就農者を確保していくことが課題となっている。

*1 生産農業所得とは、農業産出額から生産に要した物的経費を差し引き、さらに生産手段にかかる間接税を控除し、それに経常補助金を加えて算出したものである。

*2 基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者のことをいう。

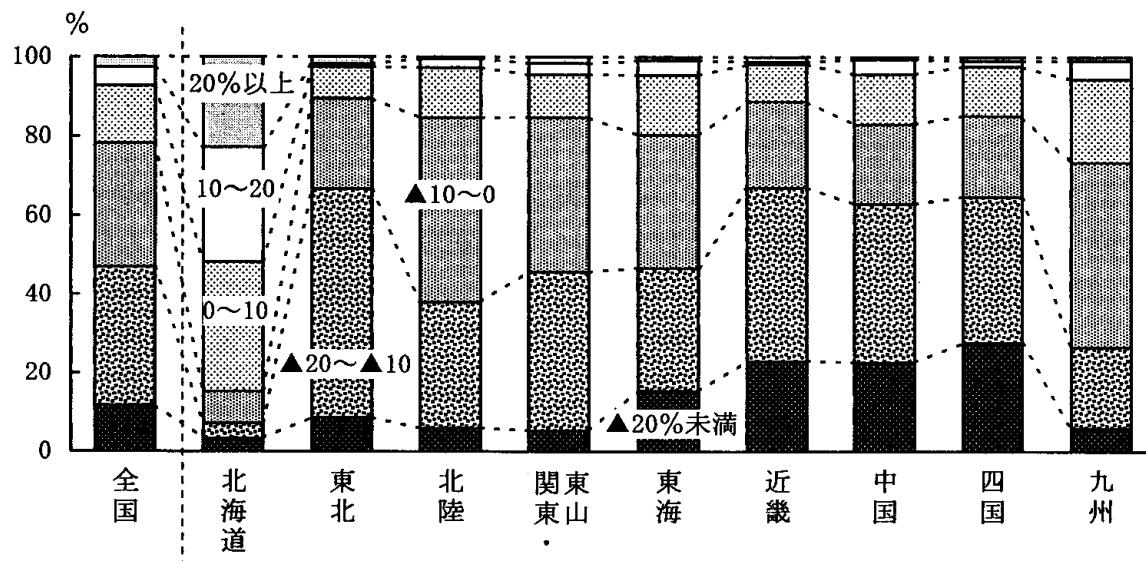
*3 「農業構造の展望」については、本章第2節（4）（P. 151）を参照。

表II-4 農家経済の動向（全国、販売農家1戸当たり）

(単位:千円、%)

		実額					対前年増減率				
		平成11年	12	13	14	15	11	12	13	14	15
販売平均農家	農家総所得	8,459	8,280	8,022	7,842	7,716	▲2.5	▲2.1	▲3.1	▲2.2	▲1.6
	農業所得	1,141	1,084	1,034	1,021	1,106	▲8.4	▲5.0	▲4.6	▲1.2	8.3
	農外所得	5,130	4,975	4,751	4,527	4,324	▲3.4	▲3.0	▲4.5	▲4.7	▲4.5
	年金・被贈等の収入	2,188	2,221	2,237	2,294	2,286	3.0	1.5	0.7	2.5	▲0.3
家計費		5,544	5,397	5,274	5,150	5,032	▲1.5	▲2.6	▲2.3	▲2.3	▲2.3
主業農家	農家総所得	7,878	7,817	7,493	7,566	7,652	▲3.6	▲0.8	▲4.1	1.0	1.1
	農業所得	5,063	5,020	4,764	4,696	4,741	▲6.2	▲0.8	▲5.1	▲1.4	1.0
	農外所得	978	959	899	838	849	▲3.7	▲1.9	▲6.3	▲6.7	1.3
	年金・被贈等の収入	1,837	1,837	1,830	2,031	2,062	4.2	0.0	▲0.3	11.0	1.5
家計費		5,086	4,983	4,925	4,778	4,613	1.3	▲2.0	▲1.2	▲3.0	▲3.5
準主業農家	農家総所得	8,941	8,813	8,627	8,121	8,467	▲4.6	▲1.4	▲2.1	▲5.9	4.3
	農業所得	1,001	994	928	760	856	▲12.9	▲0.8	▲6.6	▲18.1	12.5
	農外所得	5,914	5,857	5,564	5,183	5,569	▲5.0	▲1.0	▲5.0	▲6.9	7.4
	年金・被贈等の収入	2,025	1,962	2,136	2,178	2,043	1.2	▲3.1	8.9	2.0	▲6.2
家計費		5,990	5,926	5,702	5,399	5,612	▲0.3	▲1.1	▲3.8	▲5.3	3.9
副業的農家	農家総所得	8,430	8,207	7,955	7,816	7,516	▲1.5	▲2.6	▲3.1	▲1.8	▲3.8
	農業所得	251	226	213	254	336	▲0.2	▲10.1	▲5.8	19.5	32.1
	農外所得	5,852	5,588	5,381	5,169	4,774	▲3.3	▲4.5	▲3.7	▲3.9	▲7.7
	年金・被贈等の収入	2,328	2,394	2,362	2,392	2,407	3.2	2.9	▲1.4	1.3	0.6
家計費		5,498	5,314	5,221	5,156	4,964	▲2.5	▲3.3	▲1.8	▲1.2	▲3.7

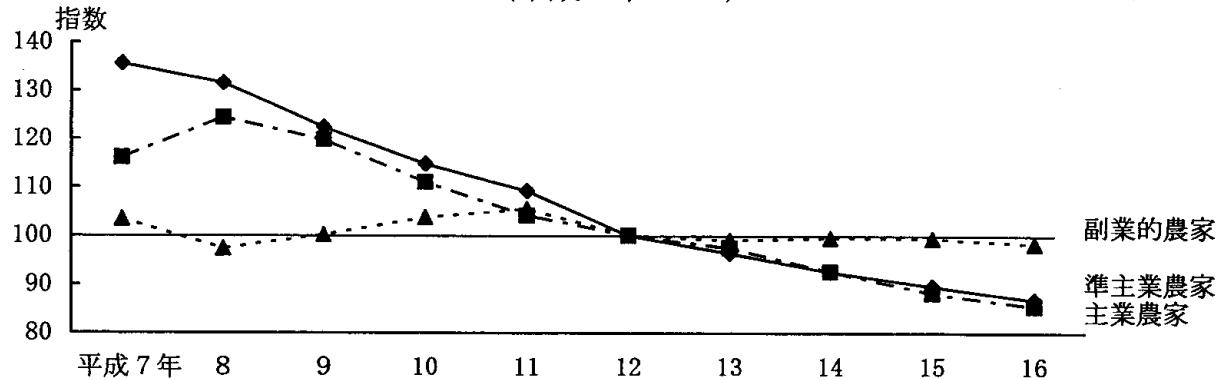
資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営動向統計）」

図II-4 市町村別にみた農家1戸当たり生産農業所得の動向
(平成7~9、12~14年、全農家、3か年平均)

資料：農林水産省「生産農業所得統計」(組替集計)

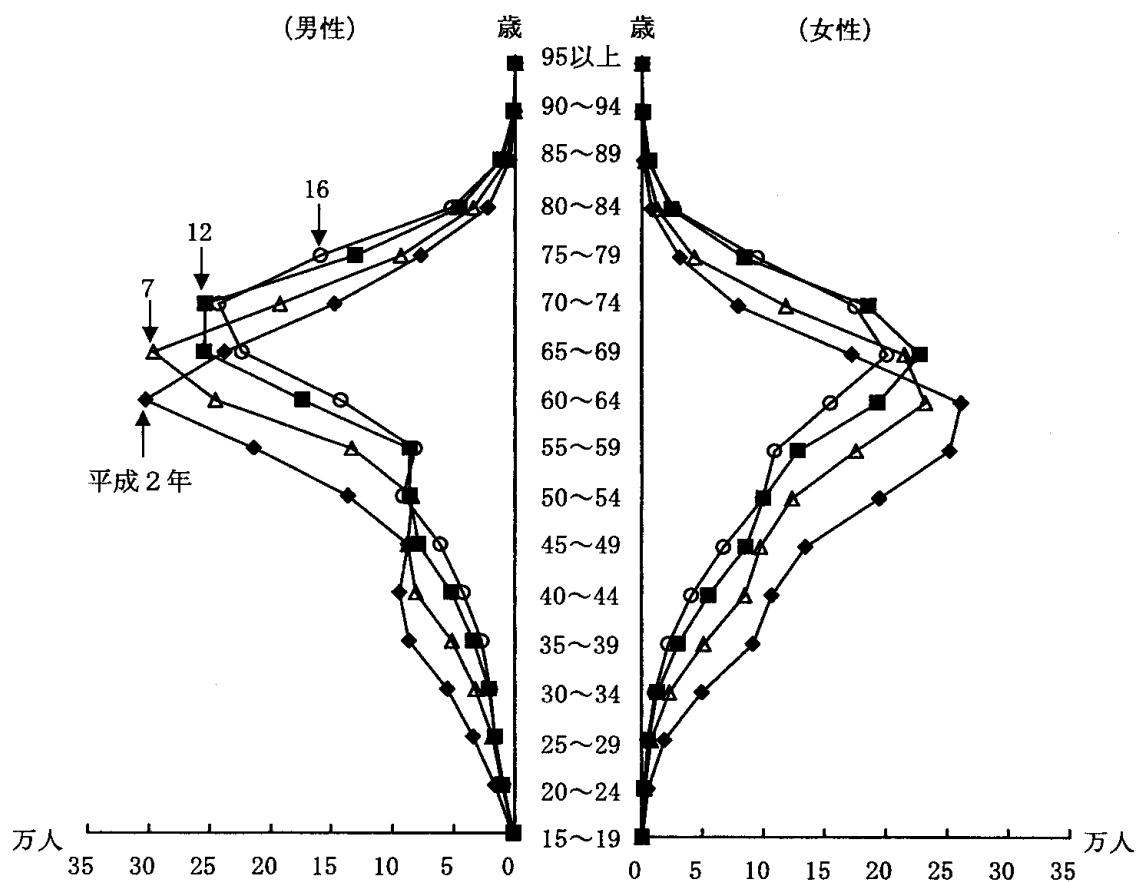
注：全国の市町村別の生産農業所得（全農家1戸当たり平均）について、7~9年と12~14年の3か年平均を比較し、その増減率別に階層分けを行い、各階層の構成割合を地域別にみたもの。

図 II-5 販売農家戸数（主業農家、準主業農家、副業的農家別）の推移
(平成12年=100)



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

図 II-6 年齢階層別にみた基幹的農業従事者の動向



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

(10年の間に稻作農家（販売農家）の3割が離農や経営の縮小を行っている)

前述のように、主業農家を中心に販売農家が減少している一方で、農産物の販売実績のない販売農家^{*1}割合は増加する傾向にある^{*2}。販売農家のなかで最も販売農家戸数の多い稻作単一経営における動態をみると、2年に稻作単一経営であった販売農家は、12年までの間に15%が離農し、10%が自給的農家へ移行した。また、5%の販売農家では販売実績がなくなるなど、離農を含め、農業経営の縮小を行った販売農家の合計は3割に達している（図II-7）。

一方、同期間に複合経営に移行した農家は5.4%、他の単一経営に移行した農家は1.2%となっており、稻作単一経営のなかには、経営規模の拡大・縮小という二つの動きだけではなく、経営の複合化や生産する品目の転換を図りながら、多様な営農類型へと変化を遂げている動きも一部にみられる。

イ 新規就農者等の動向

(15年における新規就農青年の数は1万2千人となっている)

近年、農業を職業の一つとして選択する気運や自然志向の高まり等を背景に、新規就農者の数は2年に底を打って以降増加傾向にあり、15年には8万人が新たに就農した（表II-5）。しかしながら、最近は伸びが緩やかになる傾向がみられ、15年の新規就農者数は、12年と比べ4%の増加にとどまっている。また、新規就農者の大半は40歳以上の離職就農者であり、新規就農青年（新規学卒者と39歳以下の離職就農者の合計）は、1万2千人となっている。

(同居している農業後継者を確保している農家の割合は低下している)

農家における同居農業後継者^{*3}の確保の状況は、将来の農家戸数の動向にも影響を与えると考えられる。販売農家における15年の同居農業後継者の確保割合をみると、全体では54%であるが、このうち150日以上自家農業に従事する男子の後継者がいる割合はわずか3%にすぎない（図II-8）。また、10年と比べるといずれの割合ともに低下している。

さらに、15年における150日以上自家農業に従事する男子の後継者がいる割合は、営農類型ごとに大きく異なっている。酪農、花き・花木、施設野菜の単一経営では15～20%と比較的高い割合となっているが、稻作単一経営では、0.5%ときわめて低い水準となっている。また、いずれの営農類型においても、15年における同居農業後継者の確保割合及び150日以上自家農業に従事する男子の後継者がいる割合は、10年と比較すると低下している。

このように、同居農業後継者等の確保状況は、多くの営農類型で後退しており、将来、経営の継承が困難となる農家や深刻な農業労働力不足に直面する農家が増加することも懸念される。

*1 30アール以上の経営耕地面積を有する農家は、農産物の販売実績がなくても、販売農家に分類される（販売農家については、巻末「用語の解説」を参照。）。

*2 2年は6.0%、7年は6.2%、12年は7.8%、16年は8.1%となっている。

*3 同居農業後継者とは、在宅している世帯員のうち、次にその家の農業経営を継承することが予定される者で、年齢、性別を問わない。